

ご挨拶

梅のつぼみもほころぶ季節となり本格的な春の訪れが待ち遠しく感じます。皆様におかれましては、令和2年7月豪雨災害からの生活再建や地域の復興に向けご尽力されていることと存じます。また、日頃から県を始めとする行政機関の公共事業や取り組みに、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

人吉市では、令和2年7月豪雨災害からの復興を一日も早く進めるため、発災後、速やかに復興計画、復興まちづくり計画などを策定されました。この中で青井地区では青井阿蘇神社を中心とした歴史文化・賑わいの形成という目標に向け、地元住民と行政等が一丸となって取り組むこととされています。

このため、熊本県では、令和4年3月27日に人吉市と土地区画整理事業の県施行協定を締結し、用地先行買収と並行して市と事業計画の策定を進めて参りました。この事業計画について、2月7日に国土交通大臣の認可を取得し、2月21日の事業計画決定の県公告により正式に事業着手する運びとなりました。

このように事業が本格化するにあたり、皆様に事業に関する情報を提供し、ご不安・ご不明な点を解消できるよう「区画整理だより」を発行していくことといたしました。

このたよりの内容に関することや、市が進める復興まちづくりなどについて、ご意見などございましたらお気軽にご相談いただければ幸いです。

これからも、青井地区の土地区画整理事業や復興まちづくりについて、ご理解とご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

熊本県県南広域本部球磨地域振興局長 梅川 日出樹

襖橋から見た
青井阿蘇神社の楼門



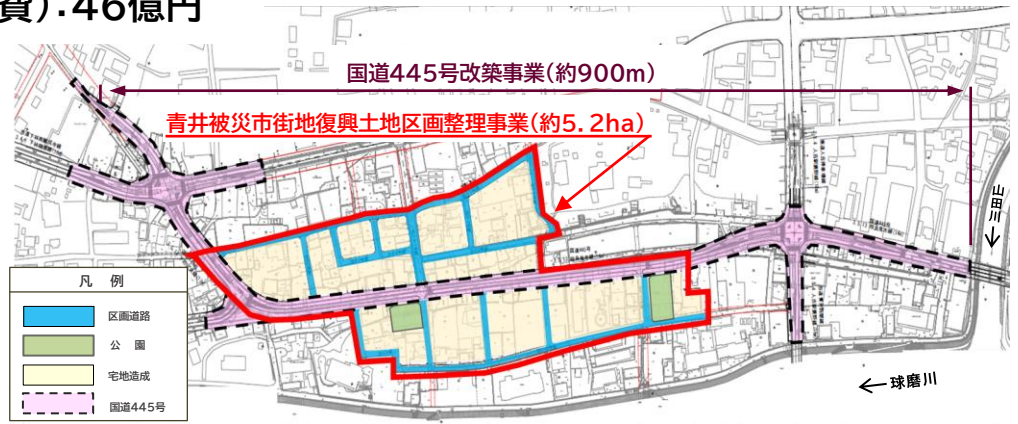
青井阿蘇神社参道周辺のイメージパース
(令和5年2月時点、人吉市提供)



1 事業の概要

- ◆ 施行者: 熊本県
- ◆ 施行期間: 令和5年2月21日から令和11年3月31日まで
- ◆ 施行地区面積: 約5.2ha
- ◆ 資金計画(全体事業費): 46億円

※右図は、道路・公園等の公共施設の位置や宅地造成の範囲等を示した「計画平面図」です。また、併せて施行する国道445号改築事業を表示しています。



2 事業のスケジュール(進め方)

現在、下図に示す換地設計や道路などの実施設計、地質調査などを進めている設計段階にあり、これ以降は、実施段階、収束段階へと進めてまいります。



3 事業の進捗

[事業認可後の手続き等に関する説明会の開催]

2月22日(水)に球磨総合庁舎寺町別館において、事業認可後の手続きやご注意いただきたい事などに関する説明を行いました。

今後、皆様のお宅を伺う戸別訪問を行ってまいりますので、ご質問・ご意見がありましたらお気軽にお伝えください。



4 権利者の皆さまへのお願い

県公告日の令和5年2月21日(火)以降は、次表(1)のとおり土地区画整理事業施行地区内で建築行為等(①土地の形質の変更、②建築物・工作物の新築、増築等、③重量が5tを超える移動が容易でない物件の設置、たい積)の制限が発生しますので、これらを計画されている方は、必ず事前の相談をお願いします。

この他、事業の円滑な実施のため、次表(2)～(5)の各項目に該当される方は、申請または届出が必要となりますのでご協力をお願いします。なお、具体的な手続き等については、県や市の各窓口にお問い合わせください。

項目	手続きの対象者及び申請期間	窓口
(1) 建築行為等の制限(法第76条の申請)	建物の建築や塀の設置、掘削・盛土などを予定されている方 【申請期間】 令和5年2月21日(火) ～換地処分の公告日まで	人吉市復興建設部 都市計画課計画公園係 ☎0966-22-2111
(2) 基準地積の更正(実測地積の申請)	現況の土地面積が登記簿に記載されている面積と異なる方 【申請期間】 令和5年2月21日(火) ～令和5年4月21日(金)まで	
(3) 所有権以外の未登記権利申告	登記されていない権利を申告したい方 【申請期間】 令和5年2月21日(火) ～換地処分の公告日まで	
(4) 土地売買等による所有権移転等に伴う権利の届出	相続や売買などで、土地の所有権移転を行う方 【申請期間】 令和5年2月21日(火) ～換地処分の公告日まで	熊本県県南広域本部球磨地域振興局 土木部 まちづくり工務課 まちづくり用地課 ☎0966-24-4250
(5) 土地区画整理審議会 選挙権・被選挙権に係る申告	選挙権及び被選挙権を有するために申告が必要な方 (以下の条件にあてはまる方) ・登記されていない借地権者の方 ・土地を共同(2人以上)で所有されている方、又は借地されている方 ・相続登記がされていない方 【申請期間】 令和5年2月21日(火) ～令和5年3月17日(金)まで	

5 復興まちづくり等に関する相談窓口

現在、復興まちづくりや生活再建などの相談窓口を、人吉市役所内に開設しています。ご不明な点やご相談などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先：人吉市市街地復興課

[電話] 0966-22-2111 内線2216

場所：人吉市役所2階（2-2番窓口）市街地復興課

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分まで

6 土地区画整理審議会の委員選挙等について

土地区画整理審議会とは、換地計画等が適正に行われているか意見をいただきながら事業を進めるため、土地区画整理法第56条の規定に基づき設置する諮問機関です。

今後、審議会委員(学識経験委員2人を除く)について、土地区画整理事業施行地区内の権利者の皆様から、次の①②のとおり選挙で選出してまいりますので、先述の「4 権利者の皆さまへのお願い」の(5)に該当する方は、手続きをお願いします。

① 委員選挙について(選挙権・被選挙権)

対象者：令和5年3月17日(金)時点の土地区画整理事業施行地区内における

- ・土地所有者(登記済み)
- ・借地権者(登記済み)
- ・未登記の借地権を申告された方

委員定数：10人 (選挙により選出される委員 8人
知事が選任する学識経験委員 2人)

② 選挙のスケジュール

	選挙期日の公告	選挙人名簿の作成 基準日	選挙人名簿の縦覧 (1週間)	立候補届の受付 (5日間)	候補者氏名等公告	投票 ※立候補者が定数を 超えた場合	当選人の公告	審議会発足
令和5年	3/3	3/17	3/24	4/13	4/19	5/14	5/19	

選挙のための権利申告期限 ←

◆お問い合わせ先

熊本県球磨地域振興局土木部 まちづくり工務課、まちづくり用地課

住所：人吉市寺町12-1 球磨総合庁舎寺町別館

電話：0966-24-4250(直通)

◇ホームページ

【熊本県】<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/197/164736.html>

